

2026年8月4日

附属幼稚園 非常勤講師の公募について

お茶の水女子大学附属幼稚園では、下記のとおり非常勤講師を公募します。ご希望の方は書類を整えて期限内にご提出願います。

附属幼稚園については、以下のホームページを参考にしてください。

URL <https://www.fz.ocha.ac.jp/fy/index.html>

記

1. 職 名 非常勤講師
2. 採用予定数 2名
3. 勤務場所 (契約締結時)
お茶の水女子大学附属幼稚園
住所：東京都文京区大塚2-1-1
最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩7分
(変更の範囲)
本学が定める場所
4. 職務内容 (契約締結時)
幼児教育（保育補助・環境準備・環境整備・記録作成等）に関すること
(変更の範囲)
本学が定める業務
5. 応募資格 幼稚園教諭免許状取得者・幼稚園勤務経験1年以上が望ましい
6. 雇用期間 2026年11月1日以降手続き完了日～2027年3月31日
ただし、年度ごとに労使双方の合意に基づき更新することがある。
(更新の判断基準：予算の状況、勤務成績・態度、能力、業務の進捗状況等)
※3か月の試用期間有り（職務内容、労働条件は同じ）
7. 勤務時間 月曜日～金曜日 週27時間勤務
月曜日 8時40分～14時10分
火曜日 8時40分～14時40分
水曜日 8時40分～12時10分
木曜日 8時40分～14時40分
金曜日 8時40分～14時40分
8. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員就業規則による。

休日：土曜日・日曜日・国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を基本として、別途行事予定等による。

また上記6の雇用期間のうち、幼稚園閉鎖期間は勤務日対象外となる。

休暇：年次有給休暇（採用日より6月経過後）

9. 給 与 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に基づき支給する。
時間給2,000円（※2026年度実績）
期末・勤勉手当は支給しない。

10. 旅 費 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤講師等旅費支給基準に基づき旅費（交通費）を四半期ごとに一括して支給する。ただし、居住地又は勤務先から本学までの徒歩による距離が2km未満の場合は支給しない。

11. 退職手当 支給しない。

12. 加入保険 労災保険、雇用保険、文部科学省共済組合（短期）、厚生年金保険

13. 雇 用 主 国立大学法人お茶の水女子大学長

14. 通常の労働者への転換（パート有限法第13条関連）

通常の職員への転換制度はありません。通常の職員を募集する場合は、募集要項を大学ホームページの「公募・求人情報」に掲載いたします。希望する場合は、募集要項を確認し、応募してください。

15. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項

キャンパス内全面禁煙

16. 応募書類 (1)履歴書（本校指定の書式に写真貼付、PCからのメールを受信可能なメールアドレスのほか必要事項を記載すること。）
(2)教員免許状の写し（教員免許の更新講習修了者は修了確認証明書の写し）
(3)自己PR文（書式自由）
(4)応募書類返送用封筒（【備考】2参照）
(5) (1)～(3)は書式をA4版に統一すること。

応募書類は封筒表面に「附属幼稚園非常勤講師 応募書類在中」と朱記し書留又は簡易書留で郵送のこと。

17. 応募締切 2026年9月14日（月）必着

※応募状況等により締め切る場合があるため、応募される前に下記21の問合せ先までご連絡をお願いします。その場合、原則メールでお願いします。

18. 選考方法 (1)第1次選考 書類による選考

※通過された方にのみ2026年9月18日（金）頃までに面接日程を電話又はメールで連絡します。

- (2)第2次選考 面接による選考（実施の詳細は、第1次選考合格者に、第1次選考結

果と併せて連絡します。なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とします。)

19. 面接予定日 2026年9月28日(月)ないしは29日(火) 夕方16:30以降(相談に応じます)
ただし応募状況によっては、早まることがあります。
20. 提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚二丁目1番1号
お茶の水女子大学附属幼稚園長 出口 哲生 宛
21. 問合せ先 お茶の水女子大学附属幼稚園 副園長 佐藤 寛子
(TEL 03-5978-5881 FAX 03-5978-5882 MAIL sato.hiroko@ocha.ac.jp)

【備考】

1. 応募書類に、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となります。
2. 応募書類は本応募の用途に限り使用し、提出された個人情報には正当な理由無しに第三者に提供することはありません。なお、応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますのでご了承ください。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒(切手等貼付、返送宛先明記)を同封してください。
3. 本業務に従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下、「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講ずる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ・このため、予め、採用選考過程において、第2次選考の対象となった方には、特定性犯罪事実該当者でないことの誓約書及び「こまもろうシステム」による犯罪事実の有無の確認に関する同意書をご提出いただきます。採用内定後に、犯罪事実が確認された場合は、採用を取り消すことがあります。 * 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙参照条文をご参照ください。
4. 本学は、次世代育成支援対策推進法(第13条)に基づく基準適合一般事業主(子育てサポート企業)として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。



別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

(附属学校教員指定様式)

履 歴 書

西暦 年 月 日 現在

写真を貼る位置

1. 縦 36～40 mm
横 24～30 mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

ふりがな	
氏 名	
生年月日 西暦 年 月 日 (満 才)	※性別
ふりがな	
現住所 〒	
電話番号	
携帯電話番号	
Email アドレス	
ふりがな	
連絡先 〒 (現住所以外に連絡を希望する場合に記入)	
電話番号	

年	月		年	月	学 歴 ・ 職 歴 (項目別にまとめて記入)
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

年	月	免 許 ・ 資 格

【記入上の注意】

※年号は西暦で記入する。また、項目を満たしていれば、行数などの体裁は適宜変更可能とする。

※「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

※学歴の欄には、高等学校以降の学歴について全て記入すること。

※職歴の欄には、最終学校卒業等の月の翌月から、空白期間がないように記入すること。

なお、在宅期間については、勤務先の欄に「在家庭（**のため）」と記入すること。

（**には求職中、専業主婦/主夫、療養中などの理由を記入する）

※免許・資格の欄には、教員免許に関することは必ず記入すること。

※社会活動の欄には、ボランティア活動やアルバイトなどの経験、委嘱を受けた委員などに関して記入すること。特に記すべきことがない場合は空欄で構わない。

※受賞歴の欄には、全国レベルに相当する催しでの入賞や、国や都道府県による表彰などの有無について「有・無」のどちらかを○で囲み、「有」の場合は年月とその内容を記入すること。

※刑罰・処分歴の欄には、罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分若しくは分限処分を受けたことの有無について、「有・無」のどちらかを○で囲み、「有」の場合は、判決確定年月日等又は処分年月日とその内容（例：「児童・生徒等に対するわいせつ行為による懲戒免職処分」「部活動での体罰による減給処分」）を記入すること。

※学校教育法第九第一号にいう「禁錮以上の刑に処せられた者」には、

①禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間

②禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく 10 年を経過するまでの間の期間

にある者も含まれるため、記入に当たって留意すること。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第九条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者